

# 平成23年度奈良県微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業

奈良県では、微量のポリ塩化ビフェニル（PCB）の混入が否定できない電気機器について、PCB含有量の測定費用の補助を行います。対象機器を保有されている方は、是非ご利用ください（機器は使用中・保管中を問いません）。

本年が補助事業の最終年度ですので、対象機器をお持ちの事業者の方は、是非この機会にご利用ください。

## 1. 補助対象者

奈良県内でPCB含有量測定対象機器を保有している者（ただし国の機関を除く）。

## 2. 補助対象機器

微量PCBが混入している可能性を否定できない機器のうち、補助対象者が県内で保有している業務用の主要5機種（トランス、コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル）。  
電路から外して保管中の機器だけでなく、使用中の機器の検査も補助の対象となります。

ただし、低圧機器（電圧が、交流においては600V以下、直流においては750V以下のもの）及び製造メーカーが製造段階でのPCB不含有を確認しているものであって、製造後に絶縁油の補充・入替をしていないことが明確な機器は除く。

## 3. 補助対象経費

PCB測定費用（PCB含有量分析費用及びPCB分析のための試料採取に要する費用）

## 4. 補助額

補助対象経費の1/2。ただし、1検体につき23,100円が上限。

合計した補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額が補助金額になります。

## 5. 補助受付期間

平成23年7月11日（月）～平成23年8月24日（水）

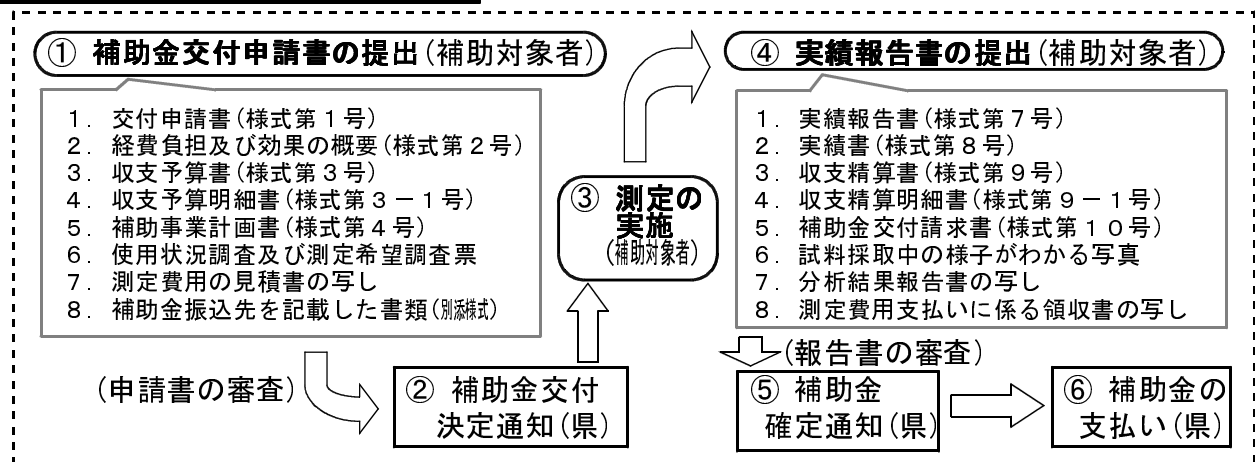
※予算には限りがありますので、先着順で締め切らせて頂きます。

締め切りの状況については、随時、下記のWEBページでご確認ください。

※実績報告書を事業完了の日（測定費用の支払いに係る領収書が発行された日）から30日を経過した日又は3月15日のうちいずれか早い期日までに提出できるように申請してください。

※既に測定したものを申請しても、補助できません。

## 6. 申請から補助金支払までの流れ



申請書類については、下記の奈良県ホームページ(廃棄物対策課)からダウンロードするか、奈良県廃棄物対策課にお問い合わせ下さい。

URL : [http://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid-16007.htm](http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-16007.htm)

## 7. 問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県くらし創造部景観・環境局 廃棄物対策課産業廃棄物係

TEL : 0742-27-8747 (直通) FAX : 0742-22-7482

## (参考) Q&A

Q 1

『微量PCB汚染廃電気機器等』とは？

A 1

PCBが製造中止になった昭和47年以降に作られた電気機器については、意図的にはPCBが使用されていないことから、PCB廃棄物ではないとされていましたが、その中でも、微量のPCBで汚染された絶縁油が入っているものが、平成14年になって確認されました。

このように**微量であっても、0.5mg/kgを超えるPCBに汚染された絶縁油が入っているものは、法で定めるPCB廃棄物に該当**し、意図的にPCBを使用している機器と区別して『微量PCB汚染廃電気機器等』と呼ばれています。

Q 2

『微量PCB汚染廃電気機器等』かどうかは、どうしたら確認できますか？

A 2

下記ア～ウの機器であって、製造後に絶縁油の補充・入替をしていないことが明確なものは、微量PCB混入のおそれがないため、微量PCB汚染廃電気機器等ではありません。

ア 2003年(平成15年)以降に製造された機器

イ 1953年(昭和28年)以前に製造された国内メーカー製の機器

ウ ア・イ以外の、製造メーカーが製造段階のPCB不含有を確認している機器

上記に該当しないものは、微量PCB混入の可能性を否定できないので、**分析機関に委託して絶縁油中のPCB濃度を測定し、微量PCB汚染廃電気機器等(0.5mg/kgを超えるPCBで汚染された絶縁油が入っているもの)かどうかを確認する必要があります。**

なお、使用中の機器の銘板を確認される際は、専門的な知識を有する電気主任技術者等の責任のもと、感電事故の無いよう、安全に十分配慮してください。

Q 3

既に分析した電気機器について、遡って補助金の申請をすることはできますか？

A 3

平成23年度事業の補助対象は、当該年度において交付決定を受けた後に試料採取や分析するものを対象としていますので、**既に測定したものは補助できません。**

Q 4

『微量PCB汚染廃電気機器等』と判明したものはどうしたらよいのですか？

A 4

環境省が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、無害化処理に係る特例制度を活用した、処理体制の整備を進めています。**処理業者に処分を委託できるようになるまでの間は、事業者(または個人)において適正に保管してください。(高濃度のPCB廃棄物とは違い、日本環境安全事業(株)には委託できません。)**

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条で『ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書』の提出が義務付けられておりますので、**微量PCB汚染廃電気機器等と判明したものについては、翌年度の4月1日から6月30日までの間に、所管の行政機関(奈良県、奈良市)へ届け出てください。**

【届出書提出・問い合わせ先】

- ・奈良県(保管事業場が奈良市以外の奈良県内)  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県 暮らし創造部 景観・環境局 廃棄物対策課 産業廃棄物係  
電話番号 0742-27-8747(直通)
- ・奈良市(保管事業場が奈良市内)  
〒630-8580 奈良市二条大路南1-1-1  
奈良市 環境部 産業廃棄物対策課  
電話番号 0742-34-4592(直通)

申請は、奈良県ホームページ「奈良県微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業補助金交付要綱」「応募要領」等をよく読み申請ください。(http://www.pref.nara.jp/dd\_aspx\_menuid-16007.htm)

# 微量PCB汚染廃電気機器等の 分析費用の一部を補助します

本市においては、「大阪市微量 PCB 汚染廃電気機器分析促進補助金交付要綱」を制定し、市内で保有されている高圧トランス等の電気機器が、微量の PCB に汚染されているかどうかを確認するための分析費用の一部を補助しています。ついては、微量 PCB 混入の可能性が否定できない高圧トランス等の電気機器を保有されている方は、是非ご活用ください。

なお、当補助事業は平成 23 年度で終了しますので、分析を考えておられる方は申請受付期間にご注意いただきますようお願いいたします。

補助対象者：大阪市内で補助対象機器を保有されている民間事業者及び個人

補助対象機器：微量 PCB 混入の可能性を否定できない機器のうち、トランス、コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、遮断器、整流器、開閉器、中性点接地抵抗器の 9 機種。既に電路から取り外して保管中の機器だけでなく、現在使用中の機器も補助対象です。

※ただし、低圧機器（交流 600V 以下、直流 750V 以下）は補助対象外です。

補助される額：PCB 分析費用（分析のための試料採取及び運搬の費用を含む。）の  $\frac{1}{2}$  の金額。ただし、1 検体につき 1 万 5 千円が補助できる上限です。

補助の手続き：交付申請の詳細は、大阪市ホームページ（下記アドレス）を参照してください。

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000078770.html>

※既に分析したものについては、申請できません。

申請受付期間：平成 23 年 4 月 1 日（金）～平成 24 年 1 月 31 日（火）

※上記期間内であっても、予算の範囲を超える場合は、先着順で締め切らせていただきます。

※平成 24 年 3 月 17 日までに実績報告書を提出していただく必要がありますので、この日までに分析業務が完了できるよう申請してください。

問い合わせ先：電話番号 06-6630-3287

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのルシアス 13 階  
大阪市 環境局 事業部 廃棄物規制課 産業廃棄物規制担当

その他：補助対象機器の絶縁油の採取等を行う際は、専門的な知識を有する電気主任技術者等の責任のもと、感電事故の無いよう、安全に十分配慮してください。

Q1 : 「微量 PCB 汚染廃電気機器等」とは、何ですか？

A1 : PCB 使用電気機器が製造中止になった昭和 47 年以降に作られた電気機器については、意図的には PCB が使用されていないことから、PCB 廃棄物ではないとされておりましたが、その中でも、微量の PCB で汚染された絶縁油が入っているものが、平成 14 年になって確認されました。

このように微量であっても、0.5mg/kg を超える PCB に汚染された絶縁油が入っているものは、法で定める PCB 廃棄物に該当し、意図的に PCB を使用している機器（高濃度 PCB 廃棄物）と区別して「微量 PCB 汚染廃電気機器等」と呼ばれています。

Q2 : 「微量 PCB 汚染廃電気機器等」であるのか、どうすれば確認できますか？

A2 : 下記ア～ウの機器であって、製造後に絶縁油の補充・入替をしていないことが明確なものは、微量 PCB 混入のおそれがないため、微量 PCB 汚染廃電気機器等ではありません。

ア 2003 年（平成 15 年）以降に製造された機器

イ 1953 年（昭和 28 年）以前に製造された国内メーカー製の機器

ウ ア・イ以外の、製造メーカーが製造段階の PCB 不含有を確認している機器

上記に該当しない機器は、微量 PCB 混入の可能性を否定できないので、分析機関に委託して絶縁油中の PCB 濃度を把握し、微量 PCB 汚染廃電気機器等（0.5mg/kg を超える PCB で汚染された絶縁油が入っているもの）であるのかを確認する必要があります。

また、高濃度 PCB 廃棄物については、「日本電機工業会」や「日本環境安全事業株式会社（JESCO）」等のホームページにて機器の型番により確認することができます。

Q3 : 大阪市に本社がありますが、機器は市外で保管しています。大阪市内に申請できますか？

A3 : 大阪市内で保管又は使用している機器が対象ですので、大阪市内には申請できません。他の都道府県や指定都市が同様の補助事業を行っている場合がありますので、保管場所の所管行政庁にお問い合わせください。

Q4 : 「微量 PCB 汚染廃電気機器等」と判明した機器の処分はどうすればよいのですか？

A4 : 環境省が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、無害化処理に係る特例制度を活用した処理体制の整備を進めているところです。無害化認定を受けた業者に委託できるようになるまでの間は、事業者（または個人）において適正に保管してください。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 8 条に基づいて、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の提出が義務付けられておりますので、微量 PCB 汚染廃電気機器等と判明した機器については、処理するまでの間、毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に、本市（前ページの問い合わせ先）へ届出書の提出を行ってください。